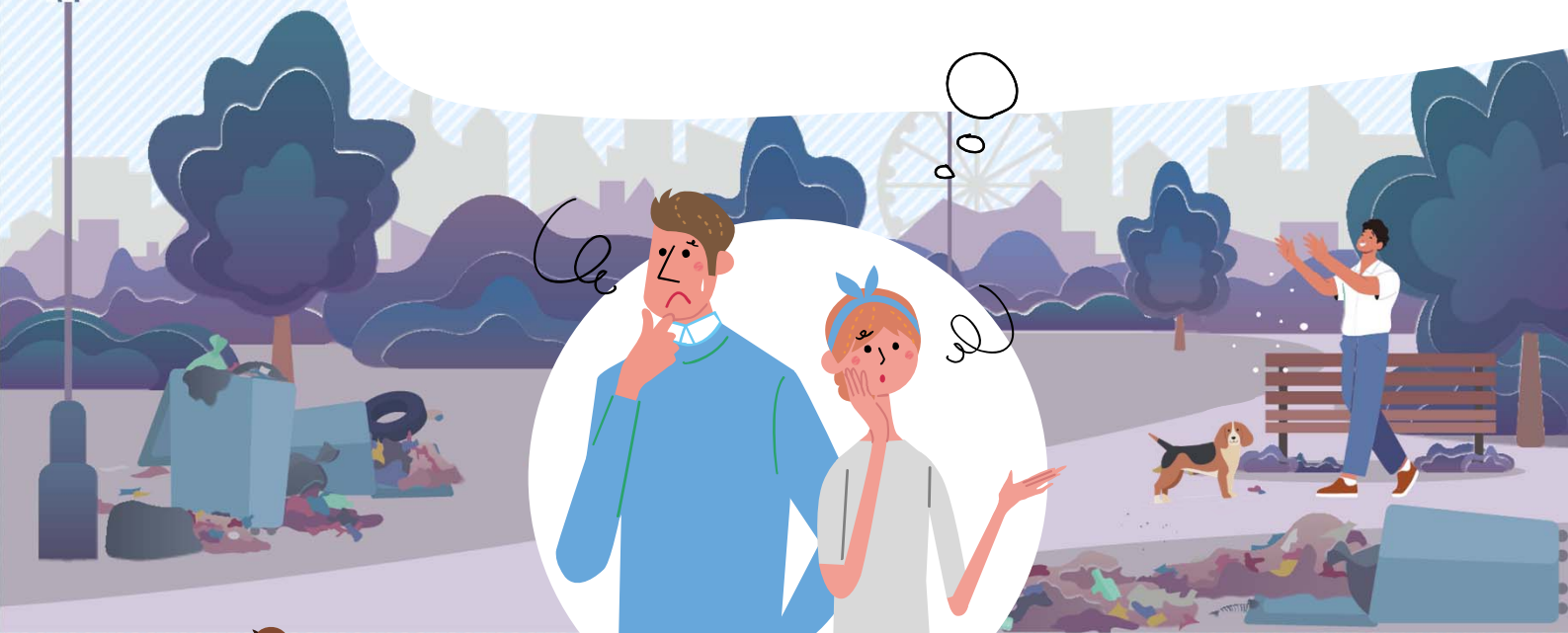


# 迷惑なエサやりは やめてください！



環境美化条例※を改正しました



えさやり(給餌)によって集まる動物のふん、  
鳴き声等の被害をなくし、環境美化を推進するため、  
環境美化条例を改正しました。  
(この条例は、令和5(2023)年4月1日から施行します。)



## 改正内容



- 公共の場所で給餌により、えさやふんの放置、動物の騒音など(悪影響)を生じさせてはいけません。
- 公共の場所で給餌による悪影響を生じさせた者に対しては、環境美化条例に定める指導、勧告等の規定を適用します。

改正条例の条文については、裏面をご覧ください

地域猫活動についても詳しくは裏面へ！



## 改正条例(抜粋)

※下線部が改正内容です。

### (定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 三 給餌 自ら所有せず、かつ、占有しない動物に餌を与えること(餌を目当てに動物が集散することを認識しながら、動物が食べることができる場所に餌を置き、又は放置する行為を含む。)をいう。
- 四 給餌による悪影響 次のいずれかに該当するものにより、周辺住民の生活環境が損なわれている事態が生じていると認められる状態をいう。
  - イ 給餌による餌を目当てに集散する動物の鳴き声その他の音
  - ロ 給餌による餌の残さ又は給餌による餌を目当てに集散する動物のふん尿その他の汚物の放置又は不適切な処理及びこれらにより発生する臭気
  - ハ 給餌による餌を目当てに集散する動物の毛又は羽毛の飛散
  - ニ 給餌による餌を目当てに集散する動物の威嚇行為又は破壊行為

### (区の責務)

第三条 区は、この条例の目的を達成するため、吸い殻等及び空き缶等の散乱、給餌による悪影響並びに喫煙による迷惑の防止に必要な施策を推進しなければならない。

2・3 (略)

- 4 区は、区民等、事業者及び地域活動団体に対し、吸い殻等及び空き缶等の散乱、給餌による悪影響並びに喫煙による迷惑の防止のための意識の啓発及び活動の支援を行わなければならない。

### (区民等の責務)

第四条 区民等は、この条例の目的を達成するため、区が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

- 5 区民等は、給餌をするときは、周辺住民の生活環境に配慮するよう努めなければならない。

### (給餌による悪影響の禁止)

第八条の二 区民等は、公共の場所で給餌による悪影響を生じさせてはならない。

### (指導及び勧告)

第十三条

- 2 区長は、第八条の二、第九条第四項又は第十条の規定に違反したもので前項の指導を受けてこれに従わないものに対しては、改めて必要な改善を行うよう期間を定めて勧告することができる。

## 地域猫活動

地域猫の活動及び地域猫になる前の猫への給餌活動は、飼い主のいない猫が及ぼす問題を改善しようというもので、給餌による悪影響を生じさせる行為とは異なる活動です。  
そのため、適切な管理がなされている地域猫活動は、改正条例での指導の対象とはなりません。



### 問合せ

#### ■ 給餌による被害でお困りの方

各総合支所 協働推進課 協働推進係

- ・ 芝地区 03-3578-3123
- ・ 麻布地区 03-5114-8802
- ・ 赤坂地区 03-5413-7272

- ・ 高輪地区 03-5421-7621
- ・ 芝浦港南地区 03-6400-0031

#### ■ 条例改正に関すること

環境リサイクル支援部  
環境課環境政策係  
03-3578-2486